

●規程改正の概要

要 旨	職務に応じた処遇の均衡を図るため、「地方独立行政法人山梨県立病院機構役員報酬規程」ほか1規程の一部改正を行う。
内 容	<p>地方独立行政法人山梨県立病院機構役員報酬規程の一部改正（規程第●号）</p> <p>1 改正の背景等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 県又は法人を退職し、引き続き役員に任用される者については、県に準じた基本給の抑制及び退職手当の不支給の措置を行っている。</li> <li>○ 新たに役員として任用する者について、職務の内容を鑑みると同職種の病院職員の給与と比較し著しく均衡を失すると認められる。</li> <li>○ 任用する職種及び職責に応じて一律の措置ではなく相応の処遇を行うため、所要の改正を行う必要がある。</li> </ul> <p>2 改正内容</p> <p>山梨県又は当機構を退職し役員となる職員の基本給及び退職手当における適用条項の除外規定を整備する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○役員報酬規程 <ul style="list-style-type: none"> <li>・県又は法人を退職し、引き続き役員となった者の基本給に関する規定（第3条第2項）を適用しない規定を整備</li> </ul> </li> <li>○役員退職手当規程 <ul style="list-style-type: none"> <li>・上述の役員に対する退職手当の支給に関する規定を整備</li> </ul> </li> </ul>
施行期日	令和5年4月1日から施行する。

## 役員報酬規程 新旧対照表（令和5年4月1日施行）

新	旧
(基本給) 第3条 略	(基本給) 第3条 略
2 前項の規定にかかわらず、山梨県又は法人を退職し、引き続き理事長等となつた者に対する基本給の月額は、341,000円とする。	2 前項の規定にかかわらず、山梨県又は法人を退職し、引き続き理事長等となつた者に対する基本給の月額は、341,000円とする。
3 <u>前項の規定による場合には著しく法人内の他の職員との均衡を失すると理事長が認めるとときは、この規定にかかわらず、第1項の規定によりその者の基本給の月額を定めることができる。</u>	3 <u>前項の規定による場合には著しく法人内の他の職員との均衡を失ると理事長が認めるとときは、この規定にかかわらず、第1項の規定によりその者の基本給の月額を定めることができる。</u>

役員退職手当規程 新旧対照表（令和5年4月1日施行）

新	旧
<p>(退職手当の支給)</p> <p>第2条 この規程の規定による退職手当は、役員が退職し、又は解任された場合に、その者(死亡による退職の場合には、その遺族)に支給する。ただし、山梨県職員又は法人職員を退職後、引き続き、役員となつた者（地方独立行政法人山梨県立病院機構役員報酬規程第3条第3項の規定の適用を受けた場合を除く。）、法人職員が役員を兼ねている場合及び地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第17条第2項の規定により解任されたとき（同項第一号に該当して解任された場合を除く。）は退職手当を支給しない。</p> <p>2 略</p>	<p>(退職手当の支給)</p> <p>第2条 この規程の規定による退職手当は、役員が退職し、又は解任された場合に、その者(死亡による退職の場合には、その遺族)に支給する。ただし、山梨県職員又は法人職員を退職後、引き続き、役員となつた者_____、法人職員が役員を兼ねている場合及び地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第17条第2項の規定により解任されたとき（同項第一号に該当して解任された場合を除く。）は退職手当を支給しない。</p> <p>2 略</p>